



## 身元保証で 高齢者や障がい者を支援

高齢者や障がい者の困り事を解決するため、家族や親族に代わって身元保証人などを引き受けるきずなの会（本部・名古屋市中区）は、これまでに約1万1000人と生活支援契約を締結してきた。

現在は愛知県内を中心に、東京都や神奈川県、大阪府、埼玉県、静岡県などで5つの事務所と8つの支局、1つの支所を運営。病院や介護施設などからの評価が高く、全国各地から事務所や支所の開設の依頼が舞い込んでいるという。

きずなの会の主な支援は身元保証、生活支援、葬送支援の3つ。

身元保証は、病気やケガで緊急入院する場合や病院を転院する場合、介護・福祉施設などの施設に入所する場合、賃貸住宅に入居する場合などに行われる。生活支援は、病気やケガ

などの際に24時間365日対応する緊急支援と、入院や介護施設に入所する際の手続きなど、身元保証人として必要な一般支援を行う。

葬送支援は、遺体の引き取りや葬儀社の手配、葬儀社との打ち合わせ、葬儀・通夜式への参列などを行う。

対象となるのは60歳以上が障がい者で、家族がいなくても頼れなかったり、行政サービスや介護保険制度だけでは生活が成り立たない人。契約は本人と金銭を管理する弁護士法人名城法律事務所ときずなの会の3者で締結する。

ニーズに合わせてプランをさまざま用意しており、それぞれ預託金の額は異なる。例えば身元保証支援と生活支援、葬送支援の3つを受けられる「一般用基本プラン」であれば、預託金は190万円。積み立て払

小笠原重行専務理事



いも可能（きずなの会年会費と弁護士法人名城法律事務所の手数料は別途必要）。

預託金を支払う資金がない場合は、会員の相続人などからの寄付で支えられている福祉基金から預託金が支払われる。

本部の名古屋事務所では、3カ月に1度説明会を、弁護士による講演などとともに開催。また、出張相談や出張説明会も引き受けている。

小笠原重行専務理事は「さまざまなエリアで困りの高齢者や障がい者の方



名古屋事務所で開催されたきずなの会の支援についての説明会の様子

のために、少しずつ拡大していきます。生涯お守りするためには、続けていくことが最も重要な任務になりますので、地道に進めていきたい」と力強く話す。

**DANA**

特定非営利活動法人きずなの会  
理事長 油田弘佑  
本部・名古屋事務所：名古屋市中区丸の内3-5-10名古屋丸の内ビル3階  
TEL：052-961-8002  
FAX：052-961-8022  
URL：https://kizuna.gr.jp/